

飯塚市新産業創出産学官連携協議会設置要綱

令和3年9月3日

飯塚市告示第272号

(設置)

第1条 飯塚市新産業創出ビジョン(仮称)(以下「新産業創出ビジョン」という。)の策定及び新産業の創出の推進について広く意見を聴取するため、飯塚市新産業創出産学官連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新産業創出ビジョンの策定に係る検討に関すること。
- (2) 新産業創出の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新産業創出の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員10名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、新産業創出ビジョン策定に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の意見を取りまとめる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、経済部産学振興課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。